

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【公開番号】特開2007-47260(P2007-47260A)
 【公開日】平成19年2月22日(2007.2.22)
 【年通号数】公開・登録公報2007-007
 【出願番号】特願2005-229331(P2005-229331)
 【国際特許分類】

G 1 0 K 15/04 (2006.01)

G 0 6 K 17/00 (2006.01)

G 1 1 B 27/10 (2006.01)

H 0 4 N 7/173 (2006.01)

【F I】

G 1 0 K 15/04 3 0 2 A

G 0 6 K 17/00 L

G 0 6 K 17/00 F

G 1 1 B 27/10 A

H 0 4 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月29日(2008.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品に設置されるRFIDタグと、
 コンテンツの利用履歴に基づいて複数のコンテンツを特定するプレイリストを作成し、該RFIDタグに関連付けて記憶するホーム側装置と、
 該RFIDタグを検出するRFIDリーダを備え、検出されたRFIDタグに関連付けて記憶されているプレイリストにより特定されるコンテンツを利用可能とする移動側装置とを具備し、
前記プレイリストは前記RFIDタグに書き込まれ、
ユーザの外出の際に前記RFIDタグに前記プレイリストを書き込むRFIDライタを備えたことを特徴とするコンテンツ再生システム。

【請求項2】

所定の駐車場所に駐車した車両に設置された前記移動側装置と通信可能な範囲に設けられ、前記プレイリストにより特定され前記移動側装置に格納されていないコンテンツのデータを前記ホーム側装置から該移動側装置へ転送する送受信設備をさらに具備することを特徴とする請求項1記載のコンテンツ再生システム。

【請求項3】

前記RFIDタグには移動側装置におけるコンテンツの利用履歴が書き込まれ、前記ホーム側装置は該移動側装置におけるコンテンツの利用履歴をも加味してプレイリストを作成することを特徴とする請求項2記載のコンテンツ再生システム。

【請求項4】

前記移動側装置は、前記プレイリストにより特定され該移動側装置に格納されていないコンテンツのデータを無線ネットワークを介して前記ホーム側装置から取得することを特

徴とする請求項 1 記載のコンテンツ再生システム。

【請求項 5】

移動側装置におけるコンテンツの利用履歴が前記無線ネットワークを介して移動側装置からホーム側装置へ転送され、前記ホーム側装置は該移動側装置におけるコンテンツの利用履歴をも加味してプレイリストを作成することを特徴とする請求項 4 記載のコンテンツ再生システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、物品に設置される R F I D タグと、コンテンツの利用履歴に基づいて複数のコンテンツを特定するプレイリストを作成し、該 R F I D タグに関連付けて記憶するホーム側装置と、該 R F I D タグを検出する R F I D リーダを備え、検出された R F I D タグに関連付けて記憶されているプレイリストにより特定されるコンテンツを利用可能とする移動側装置とを具備し、前記プレイリストは前記 R F I D タグに書き込まれ、ユーザの外出の際に前記 R F I D タグに前記プレイリストを書き込む R F I D ライタを備えることを特徴とするコンテンツ再生システムが提供される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、前記コンテンツ再生装置は、所定の駐車場所に駐車した車両に設置された前記移動側装置と通信可能な範囲に設けられ、前記プレイリストにより特定され前記移動側装置に格納されていないコンテンツのデータを前記ホーム側装置から該移動側装置へ転送する送受信設備をさらに具備することが好適である。

前記 R F I D タグには移動側装置におけるコンテンツの利用履歴が書き込まれ、前記ホーム側装置は該移動側装置におけるコンテンツの利用履歴をも加味してプレイリストを作成することがさらに好ましい。

前記移動側装置は、前記プレイリストにより特定され該移動側装置に格納されていないコンテンツのデータを前記送受信設備に代えて、無線ネットワークを介して前記ホーム側装置から取得することも可能である。

この場合に、移動側装置におけるコンテンツの利用履歴が前記無線ネットワークを介して移動側装置からホーム側装置へ転送され、前記ホーム側装置は該移動側装置におけるコンテンツの利用履歴をも加味してプレイリストを作成する。